

平成 23 年 9月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
16	前期高齢者納付金			新規 (拡大) 継続
会計区分	款	項	目	所管
国民健康保険事業特別会計	4	1	1	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	高齢者の医療の確保に関する法律第36条			
予算要求事業の概要				
内容	各医療保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、前期高齢者(65歳から74歳の者)の医療費等の割合による新たな財政調整制度が創設されました。前期高齢者に係る医療費及び後期高齢者支援金について、各医療保険者間の前期高齢者の偏在による負担の均衡を調整するため、前期高齢者の加入者数に応じて負担するものです。			
目的・目標	<p><目的> 各医療保険者が負担することにより、前期高齢者の加入者数の割合に係る不均衡を平準化するものです。</p> <p><目標></p>			
現状と課題	<p><現状(平成22年度末)> 当初予算算定時に、国から算定根拠となる係数等が示されていなかったため、前年実績を基に算定しましたが、4月に提示された請求額と見込額に差額が生じたため、不足額を補正します。この係数等は全国の前期高齢者の医療費等を基準としているので、本市の医療費や人数だけで推測できるものではありません。</p> <p><課題> 当初予算算定時に、国から算定根拠となる係数等が示されていません。そのため、前年の実績数値を使用して予算を見積もっていますが、この数字と現実との乖離が大きくなると、請求額と予算額との差も大きくなります。</p>			
今後のスケジュール	補正予算成立後、納付期限までに納付します。			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	法令により各医療保険者に納付が義務付けられています。補正しなければ納付金が納付できません。
	実施義務 他市の 実施状況	根拠法令等 高齢者の医療の確保に関する法律第36条 政令市：全市実施 県内他市：全市実施
効果	対象者 効果	社会保険診療報酬支払基金 法令により各医療保険者に納付が義務付けられている納付金を納付します。

3 補正前予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	31,367 <積算内訳> 1 前期高齢者納付金
	財源内訳 一般財源	31,367
9月補正予算	補正予算要求	8,019 <積算内訳> 1 前期高齢者納付金
	財源内訳 一般財源	8,019
9月補正予算	財政局長査定	8,019 <査定内容> 1 前期高齢者納付金
	財源内訳 一般財源	8,019
<査定理由> 事業の実績に基づき確定したものであり、速やかに対応する必要があると判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
9月補正予算	市長査定	8,019 <査定内容> 1 前期高齢者納付金
	財源内訳 一般財源	8,019
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		